

No.	意見等	回答
1	意見2.〈条例改正案として〉 大型・小型・マイクロ風力発電はその規模・大きさ出力を問わず、建設・設置においては、工場(納屋、干場を含む)・住宅及び道路から300m以上離さなければならない。	住宅等からの距離は、日本小形風力発電協会の基準により風車の全高の3倍以上を前提として、条例制定時、認証を受けている小型風車の最大高が30m程度であったことから、その3倍をもって100m以上離すこととしました。今回50kW未満までを対象としたことで、風車の全高が従来の30mを超える可能性があるため、これまでの100mに加え、風車の全高の3倍以上を確保する距離規定を追加しております。 道路からの距離は、これまでも規制を求められていたことから、今回、設置及び運用上、最低限必要な距離を定めております。
2	環境アセスメントの対象となる事業のうち、第二種事業の出力7,500kW未満、また「北海道環境影響評価条例」で言う第二種事業の出力5,000kW未満については、環境アセスの対象外となっており、「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」では、対象となる発電規模の具体的な数値が謳われていないため、50kWを超える風力発電事業やFIT法による買取価格制度以外の事業も想定される。よって、出力上限を50kW未満ではなく、中型風力発電と呼ばれている1,000kW未満に拡大すべきである。もしくは、小型風力発電に特化するのであれば、「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を早急に整備する必要が求められるが、ガイドラインは【大まかな指針】のため勧告・命令ができる新たな条例整備を行うべき。	環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例では、ご意見のとおり、風車について環境影響評価を義務付けしています。今回、固定価格買取制度による風力発電の買取価格が一律となったことにより、20kW未満の風力発電設備より発電効率が良く、かつ、電気事業法上、工事計画の届出、使用前検査の規制を受けない、50kW未満の風力発電設備の設置が予想されるため、対象とする風力発電設備の範囲を拡大しております。 50kW以上1,000kW未満の風力発電設備は、管理運用上、様々な規制を受けることから、条例での規制は必要ないと考えます。 ガイドラインについては、現在、本条例との整合性を図るための改正作業を行っております。
3	概要説明で「20キロワット以上、50キロワット未満の風力発電設備は電気事業法等で規制を受けない」とあるが、20キロワット以上の風車は電気事業法上、事業工作物として扱われ電気事業法で規制を受ける。北海道電力でも、20キロワット以上の風車は大型風車と何ら変わらない管理を要求している。本条例で想定している「電気事業法で規制を受けない出力20キロワット以上、50キロワット未満の風力発電設備」とは如何なるものを明確にして頂きたい。また、そのような特別な区分を設けて条例化することで再生可能エネルギーが持つ分散化電源としての将来性及び技術革新による潜在可能性を閉ざし、都市の発展が阻害され、日本や世界の他地域から取り残される事にならないか、見解を伺いたい。	小型風力発電設備の出力基準についての回答は「2」を参照してください。 本市では、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しておりますが、一方で小型風力発電設備が市街地に建設されることにより、近隣住民等に事故等に対する不安など様々な問題を引き起こす可能性があることから、一定の規制をする必要があるため条例を制定しており、そのことから、一部の再生可能エネルギーを規制することで再生可能エネルギー全体の発展を阻害するものではないと考えます。
4	これまで、稚内市が設置している稚内公園にある大型風車であっても、この規定に反し、設置場所と道路からの距離は最大高さにはなっていない。この道路からの距離については、長い間、規定されていなかったにもかかわらず、敢えて「近接する道路から小型風力発電設備等の最大高さに相当する距離以上離れた場所に設置すること」と規定する合理的根拠は何か？また、50キロワット以上の風車であれば、この規定適用外となるのか？見解を伺いたい。	道路からの距離については、「1」を参照してください。 50kW以上の風力発電設備は、本条例の適用外です。

※上記4件のほか、10件のご意見が寄せられましたが、本条例改正の内容に対するご意見ではなかったため、回答は控えさせていただきます。